

令和7年第2回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第2号)

招 集 年 月 日	令和7年2月26日 (水)		
招 集 の 場 所	本庁 大集会室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和7年2月26日 14時00分	議長 河本 穂津雄
	閉会	令和7年2月26日 14時45分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 8 名 欠 席 2 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △Ⓞ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	河野 幸枝	○
	2	佐藤 潤	○
	3	沖 貴雄	○
	4	宮本 千春	○
	5	藤井 里枝	○
	6	斎藤 文彦	○
	7	武本 宮紀	○
	8	影井 伊久美	△
	9	笠井 清孝	△
10	河本 穂津雄	○	
議事録署名委員	1 番	河野 幸枝	
	2 番	佐藤 潤	

議長	<p>総会を開会させていただきます。</p> <p>本日の出席委員 8 名です。</p> <p>出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。</p> <p>これより令和 7 年第 2 回安芸太田町農業委員会総会を開会します。(14 : 00)</p>
議長	<p>議事録署名者の選任を行います。</p> <p>この会議の議事録署名者を議長において指名しても異議ありませんか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。</p> <p>よって議事録署名者に 1 番委員と 2 番委員を指名します。</p>
議長	<p>会議書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議書記に農業委員会事務局職員、田原和朗氏と西山はるか氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提出された議案第 12 号から議案第 18 号について事務局長より提案説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>(提案説明)</p>
議長	<p>それでは、議案第 12 号について事務局より提案説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、議案第 12 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は■■■■■■■■■■、氏名が■■■■■■■■■■さん、耕作面積は 629 m²です。譲受人の住所は■■■■■■■■■■、氏名が■■■■■■■■■■さん、耕作面積は 0 m²です。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字下殿河内、字横応寺、地番が 583 番 1、583 番 2、583 番 3、583 番 4、584 番 2、地目が田と畑、合計面積が 629 m²です。理由としましては、譲渡人は遠方に居住し管理困難なため譲り渡す、譲受人は耕作するため家屋と併せて譲り受けとなっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて 7 番委員より説明をお願いします。</p>
7 番委員	<p>はい、議案書 1 ページをご覧ください。図面は 2、3 ページです。場所は安芸太田病院から北へ 200 メートルぐらいのところ。2 月 21 日に申請者代理人の■■■■さん、譲受人、譲渡人それぞれに電話で聞き取り調査をいたしました。これは空き家バンク利用での売買の件案で、■■■■さんが遠方に居住され管理困難なため譲り渡すということだそうです。譲受人の■■■■さんは家屋と共に周りの農地を譲り受けて耕作するとのことでした。■■■■さんのご主人はフランスの方ですが、教師をされておりネット上で本国との通信によって夜間に仕事をし、昼間の空き時間で耕作をしたいということでした。主に果樹を植えるというこ</p>

	<p>ては、譲渡人は遠方に居住し管理困難なため譲り渡す、譲受人は規模拡大のため譲り受けとなっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて5番委員から説明をお願いします。</p>
5番委員	<p>はい、議案第16号の説明をいたします。議案書の13ページをご覧ください。図面は14、15ページです。2月17日に現地確認と申請者代理人の■■■■さんに聞き取り調査をした結果について説明いたします。申請地は広島市安佐北消防署安芸太田出張所から西へ約300メートル進んだ場所に位置しています。譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんは親戚で、■■■■さんは広島市内に居住されており申請地の管理が困難な状況です。譲受人の■■■■さんは図面の左下の199番地に居住されており、これまでも申請地を耕作されていたということで、この度、贈与の話がまとまったため3条の申請をされました。■■■■さんは60年以上の農業経験があり、農機具も一式所有され、高齢ですが現役で農業をされています。また、娘さんも■■■■に居住されており、農業の手伝いに来られているということです。周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号に該当しませんので、許可相当と判断しました。審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第16号について、審議に入ります。議案第16号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第16号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第16号は申請のとおり承認決定いたしました。次に、議案第17号について事務局より提案説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、議案第17号の説明をさせていただきます。農用地利用集積等促進計画の諮問についてです。資料1をご覧ください。本議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、令和7年2月20日付けで安芸太田町長より農用地利用集積等促進計画の意見聴取を求められているものです。この計画で農用地の借り受けを行う者が、1点目に耕作の事業に供すべき農用地について耕作又は管理を行うと認められること、2点目に耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、3点目に地域の農業者と適切な役割分担の下に農業経営が行われること、4点目に農用地の借り受けを行う者が法人である場合にはその法人の業務執行役員等のうち1名以上の者が耕作の事業に常時従事すると認められることなどの要件が今後において満たされるかを農業委員会で審議していただき、町長に答申するものとなっております。</p>

	<p>今回は件数が多いため2ページに目次を用意しております。まず、5ページから10ページの内容についてです。農地の所在は大字戸河内字盆手となっております、地図は229ページになります。こちらは農地中間管理機構を利用して所有者の■■■さんから■■■さんが借り受ける内容となっております。5ページが農地面積や貸付期間が記載されており、6ページは農地中間管理機構、借受者、所有者の3名が同意した押印がされており、7ページ、8ページには所有者と農地中間管理機構との契約内容、9ページ、10ページには農地中間管理機構と借受者の契約内容が書かれております。次に、11ページから228ページの内容についてです。寺領月の子地区の農地で、地図は最後のページの231ページです。こちらは32名の所有者から■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■が借り受ける計画となっております。11ページから132ページが■■■■■■■■■■が借り受けるもの、133ページから228ページが■■■■■■■■■■が借り受けるものの計画となっております。借受面積は■■■■■■■■■■が33,351㎡、■■■■■■■■■■が36,782㎡の合計70,133㎡です。今回、■■■■■■■■■■が法人化し、農地を借り受ける際に■■■■■■■■■■も同地域で農地を借りているものがあつたため、この度正式に手続きをするものです。計画内容をご確認いただき、修正すべき点がないかを確認、審査していただければと思います。以上、審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>この件につきましては私が利害関係者になりますので議事進行を3番委員にお願いいたします。それでは退席させていただきます。</p>
	<p>(議長退場)</p>
3番委員	<p>議長に交代し、私が進行させていただきます。 それでは、議案第17号について、審議に入ります。議案第17号について質疑はありませんか。</p>
	<p>(全員質疑なし)</p>
3番委員	<p>質疑なしと認めます。 それでは、議案第17号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
3番委員	<p>挙手多数でありますので、議案第17号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議事進行を交代させていただきます。</p>
	<p>(議長入場)</p>
議長	<p>次に、議案第18号について事務局より提案説明をお願いします。</p>

事務局	<p>はい、議案第 18 号の説明をさせていただきます。議案と一緒に送付させていただいた安芸太田町独自小規模出荷者農業者認定申請書をご覧ください。今回は■■■■さんからの申請です。申請モデルは I 型、主な農地は下殿河内に 9.6 a を耕作されています。2 ページをご覧ください。就農形態については、引き続き営農を同規模で継続とされておられます。営農計画の概要や意欲についてですが、自宅周辺農地の活用を通じて太田川産直市への生産物の出荷による地域貢献を考えておられます。令和 6 年度から太田川産直市の方へ出荷されておられます。生産計画ですが、通年での出荷を目指しておられ、認定後にはハウスの導入を希望されておられます。3 ページをご覧ください。今後の出荷販売目標では 3 年後に 50 万円の出荷販売額を目指しておられます。続いて 4 ページの所有する農機具等についてですが、主たる農機具は既にお持ちでありますので、先程もありましたようにビニールハウスの導入を検討したいとのこと。また、今年から■■■■さんの方で研修を予定されておられます。審議のほどよろしくお祈いします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 18 号について審議に入ります。議案第 18 号について、質疑ありませんか。ここで一旦休憩にします。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>休憩を廃し、会議を再開します。 事務局より結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、審査判定の方が平均 79 点でした。得点 60 点以上でしたので認定となります。以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第 18 号は申請のとおり採択いたしました。次に、報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、報告事項が 1 点ございます。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書が 5 件出ております。資料 2 をご覧ください。■■■■の■■■■さん、■■■■の■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんからの相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目等は、記載のとおりです。それぞれ記載内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。報告事項は以上です。</p>
議長	<p>報告事項について質疑ありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、以上で報告事項を終わります。 これをもちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。 これで、令和 7 年第 2 回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(14 : 45)</p>

以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。

議 長

1 番委員

2 番委員